平成２７年（フ）第７９７号
東京都町田市常盤町2940番地３ハイツグリーンロード203
債務者　福島恵梨奈
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７３号
愛知県豊川市曙町３丁目16番地　第２曙住宅302号
債務者　山本　和子（旧姓松岡・高橋）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４８３号
静岡市清水区由比町屋原335番地の17　町屋原南団地102
債務者　齋藤結美子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７８号
東京都福生市大字熊川259番地１クレセント石川208号室
債務者　佐久間雄治
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５０号
東京都町田市金森２丁目16番43号
債務者　長谷川芳道
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
熊本県菊池市野間口685番地２　北園団地３棟６号
債務者　坂本　真一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地の2217　ライフ第３マンション　Ｂ―204号
債務者　三谷　清隆
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目10番31号　メゾンシマズ107
債務者　藤原　　泉
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市桜木町８番30号　アフィネ桜木102号、前住所長崎県佐世保市松原町35番地19　キューブ松原303号
債務者　近藤　泰代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
長崎県佐世保市針尾東町795番地１
債務者　濱本　和義
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1301番地４
債務者　川浪　健一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１５９６号
横浜市緑区鴨居４丁目３番６―233号
債務者　金子　雅也
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第３３３号
名古屋市守山区大永寺町124番地の３　アルモニー201号、住民票上の住所名古屋市北区楠１丁目507番地レインボー楠403号
破産者　伊賀　　香
1　主文　当裁判所が平成27年６月29日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市守山区大永寺町24―１　アルモニー201号、住民票上の住所名古屋市北区楠１丁目507番地レインボー楠403号」とあるのを「名古屋市守山区大永寺町124番地の３　アルモニー201号、住民票上の住所名古屋市北区楠１丁目507番地レインボー楠403号」と更正する。
2　決定年月日　平成27年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７５号
埼玉県鴻巣市人形２丁目３番６―101号　ラデヴィーナ鴻巣Ⅱ
破産者　鈴木　裕貴
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
奈良県大和高田市蔵之宮町２番３号　久富ハイツ
破産者　てるみ美容室こと　朝倉　隆一
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係